

○鹿沼市立図書館条例

平成元年 9 月 20 日 条例第 28 号

改正

平成 25 年 6 月 27 日 条例第 21 号

鹿沼市立図書館条例

(設置)

第 1 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鹿沼市立図書館	鹿沼市睦町 287 番地 14
鹿沼市立図書館栗野館	鹿沼市口栗野 661 番地
鹿沼市立図書館東分館	鹿沼市栄町 3 丁目 40 番地 17

(職員)

第 3 条 図書館（鹿沼市立図書館東分館（以下「東分館」という。）を除く。）に館長その他の職員を置く。

(指定管理者による管理)

第 4 条 次に掲げる東分館の管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 東分館の利用に関すること。
- (2) 東分館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他教育委員会が定める業務

2 前項の規定により指定管理者に東分館の管理を行わせる場合において、次条中「教育委員会」及び「館長」とあるのは「指定管理者」と、第 8 条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、図書館を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、図書館の利用を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又は図書館の利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。
- (3) 施設又は附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。
- (4) この条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 館長の指示に従わないとき。

（損害賠償）

第6条 利用者は、図書館の資料、器具、設備等を著しく汚損し、若しくは破損し、又は紛失したときは、現品又はこれに相当する代価をもって、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

（図書館協議会）

第7条 法第14条第1項の規定に基づき、鹿沼市立図書館に鹿沼市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに知識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることを妨げない。

（会議室等の利用の許可）

第8条 図書館の会議室等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用料）

第9条 図書館の会議室等の使用料は、次のとおりとする。

図書館の名称	施設名	基本使用料
--------	-----	-------

鹿沼市立図書館東分館	多目的室	1時間につき 150円
------------	------	-------------

(使用料の徴収猶予又は減免)

第10条 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成元年10月10日から施行する。

(鹿沼市立図書館条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鹿沼市立図書館条例（昭和45年鹿沼市条例第21号）

(2) 鹿沼市立図書館協議会設置条例（昭和30年鹿沼市条例第12号）

(鹿沼市立図書館協議会設置条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の鹿沼市立図書館協議会条例（以下「廃止前の協議会条例」という。）の規定により委嘱された協議会の委員は、改正後の鹿沼市立図書館条例第6条の規定により委嘱された協議会の委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、廃止前の協議会条例の規定による任期の残存期間とする。

(栗野町の編入に伴う経過措置)

4 栗野町の編入の日（以下「編入日」という。）以後の協議会の委員の定数については、編入日に現に任命されている協議会の委員の在任期間に限り、第6条第2項中「15人以内」とあるのは「17人以内」とする。

附 則（平成16年3月26日条例第3号）

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第28号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月19日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 6 月27日条例第21号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。